

所得税確定申告の事前申告を受付けます

2月16日(月)～3月16日(月)の確定申告にさきがけ、事前申告を受付けます。

と き	ところ	受付時間
2月12日(木)～ 2月13日(金)	役場 3階大会議室	午前の部：9時～11時30分 午後の部：13時～16時

【対象者】

村内に在住している、給与所得と雑所得（公的年金等やシルバー人材センター配分金などの所得）のみの方で、年末調整が済んでいない方や医療費等の控除で還付申告をしたい方。

※この事前申告では、収入が遺族年金や障害年金のみの方、無職・学生・扶養されているなどで収入がない方、給与や年金所得のみでも所得税が課税されていない方についての「住民税申告(書)」も受付けます。

【持参する物】

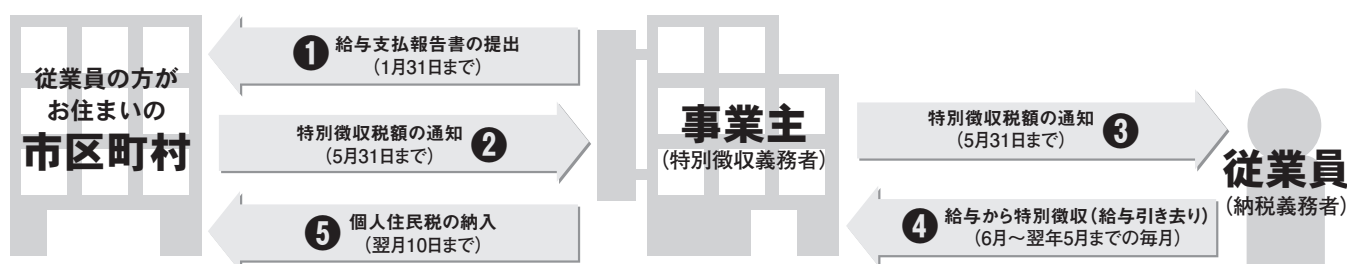
- ①源泉徴収票（給与・年金）
- ②各種控除に必要な証明書
- ③医療費控除を申告する方は医療費の領収書（混雑緩和のため、必ず前もって合計してきてください）
- ④認印や本人名義の口座番号の分かる通帳など
- ⑤その他、申告に必要なもの

個人住民税の特別徴収について

個人住民税の特別徴収とは？

- 個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引き）、納入していただく制度です。
- 事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、すべての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（地方税法第321条の4）

特別徴収制度のしくみ



※従業員には、短期雇用者・アルバイト・パート・役員等すべて含みます。

【事前申告・住民税の特別徴収に関する問い合わせ先】 税務会計課税務班 ☎ 64-1451

「後期高齢者医療制度」のお知らせ

Vol.8 後期高齢者医療制度のよくある質問Q & A

後期高齢者医療制度について、日ごろ皆さんから多く寄せられる問い合わせについてお答えします。

1. 75歳になると私の保険はどうなるの？

回答：75歳の誕生日を迎えると、それまで加入していた国民健康保険などの健康保険から後期高齢者医療制度に加入します。なお、加入の手続きは必要ありません。

後期高齢者医療制度の保険証が使えるのは、75歳の誕生日からです。保険証は誕生日の約10日前にお手元に届くように郵送します。

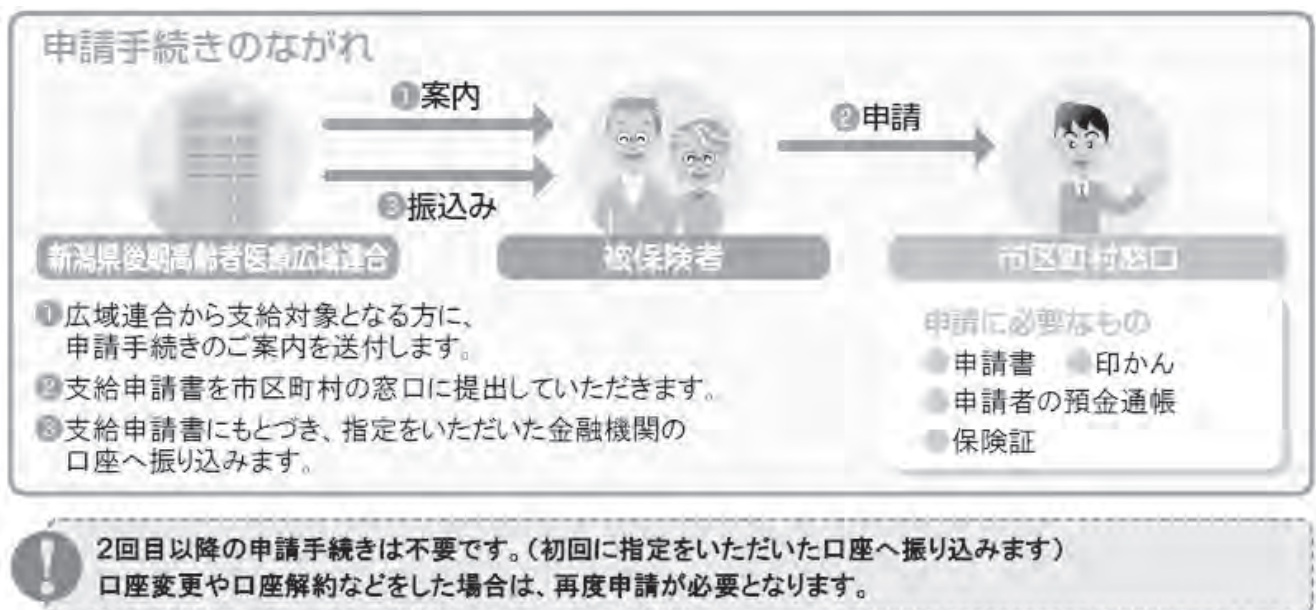
2. 保険証を紛失したのですが、どのように再交付を受ければよいのですか？

回答：保険証を紛失・破損した場合には、住民福祉課福祉保険班の窓口で再交付を受けることができます。再交付を受ける際には、「印かん」「窓口に来られる方の身分証明書（運転免許証など）」が必要です。

3. 先月の医療費が高額になったのですが、払い戻しは受けられるのですか？

回答：1か月（同じ月内）に医療機関に支払った医療費の自己負担額が、定められた限度額を超えた場合には、その超えた分が高額療養費として支給されます。

高額療養費が支給される方には、診療月の約3か月後に新潟県後期高齢者医療広域連合から支給申請案内（初回のみ）が送付されますので、申請書に必要事項を記入し、住民福祉課福祉保険班の窓口提出してください。



市町村職員を装い、高齢者を狙った医療費還付金詐欺事件が多発しています。
不審な電話があったら、一人で判断せずに周りの人に相談しましょう。

後期高齢者医療制度に関する問い合わせ先 住民福祉課福祉保険班 TEL 64 - 1 4 7 1